

令和 2 年度

第 4 回東京都食品安全審議会部会

日時：令和 2 年 11 月 4 日（水）午後 2 時 05 分～午後 3 時 01 分
場所：東京都庁第二庁舎 3 1 階 特別会議室 27

午後 2 時 0 5 分開会

【稲見食品監視課長】 お待たせいたしました。ちょっとまだいらっしゃらない方がおりますが、定刻を過ぎましたので、ただいまから令和 2 年度第 4 回東京都食品安全審議会部会を開催いたします。

委員の皆様には、お忙しいところ、ご出席いただきましてありがとうございます。

私は、福祉保健局食品監視課長の稲見と申します。議事に入るまでの間、進行を務めさせていただきますので、どうぞよろしく願いいたします

それでは、開会に先立ちまして、高橋福祉保健局健康安全部長よりご挨拶申し上げます。

【高橋健康安全部長】 皆様、こんにちは。健康安全部長の高橋でございます。

本日はご多忙の中、ご出席賜りまして、誠にありがとうございます。また、奥澤部会長はじめ、部会員の皆様には、5月29日の第1回部会から、東京都食品安全推進計画の改定につきましてご審議いただきましたことを、改めて感謝申し上げます。

皆様のご審議を経て、新しい推進計画案には、東京都GAP認証制度の推進ですとか、一昨年の食品衛生法の大改正等を踏まえたHACCPに沿った衛生管理の導入・定着の推進ですとか、健康食品対策等が盛り込まれました。

また、ボランティア等、多様化する食の提供主体による衛生管理向上への取組や、外国人の食品関係従事者への情報発信の充実など、食をめぐる社会状況の変化に合わせた新たな取組も掲げられております。

改正案について、9月の審議会にご審議いただいた上で、都民、事業者の皆様にご公表して、先月までパブリックコメントをいただきました。本日は、都民や事業者の方からいただいたご意見を踏まえ、推進計画の答申案を作成いたしましたので、皆様のご審議をいただきたく、部会を開催いたしました。

本部会で取りまとめた答申案を、今月末に予定しております審議会に部会としてご報告いただき、ご了承いただければと思っております。

後ほど事務局から、詳細についてご説明申し上げますので、委員の皆様方には、それぞれのお立場から忌憚のないご意見を頂戴し、また、ご討議いただき、都の食品安全行政の一層の推進にご協力いただければと思っております。

本日は、どうぞよろしく願いいたします。

【稲見食品監視課長】 本審議会の資料及び議事録は、原則公開することとなっておりますので、あらかじめご承知おきいただきたいと存じます。

また、発言の際は挙手の上、目の前のマイクの下側のボタンを押していただき、赤いランプが点灯してからご発言をお願いいたします。発言が終わりましたら、もう一度ボタンを押していただき、赤いランプを消してください。

それでは、まず、部会委員の皆様の出席状況を確認させていただきます。

本部会は、東京都食品安全審議会規則第6条により、部会委員の過半数の出席がなければ開催することができないこととなっております。

現在の出席者は4名でございまして、部会委員総数の7名の過半数に達しており、定足数を満たしておりますことをご報告申し上げます。

なお、本日は、小浦委員、森田委員からはご欠席とのご連絡を受けております。

それでは、以降の進行は奥澤部会長にお願いしたいと思います。

それでは、奥澤部会長、よろしくお願ひいたします。

【奥澤部会長】 本日も、前回に引き続き、委員の皆様のご協力の下、部会の円滑な進行に努めてまいりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは早速、議事に入る前に、事務局から本日の資料について確認をお願ひいたします。

【事務局】 食品監視課の倉持と申します。

本日お配りしております資料でございますが、会議次第、委員名簿、座席表のほか、資料1といたしまして、令和2年度第1回東京都食品安全審議会におけるご意見等を踏まえ修正した事項というA4横の表裏の資料が1部。資料2といたしまして、A4横でホチキス止めをしております「答申（案）の中間まとめ」に対する意見募集の結果について。資料3といたしまして、東京都食品安全推進計画の改定について<答申（案）>というA4縦のホチキス止めをした資料を、お手元に準備しております。

机上資料といたしまして、東京都食品安全推進計画の冊子をご準備しております。

資料の説明につきましては、以上でございます。

【奥澤部会長】 それでは次第に従いまして、議事を進めてまいります。

まず、資料1、令和2年度第1回東京都食品安全審議会におけるご意見等を踏まえ修正した事項について、事務局から説明をお願ひいたします。

【事務局】 それでは、資料1を御覧ください。

こちらは、本年9月9日に開催いたしました令和2年度第1回東京都食品安全審議会において、各委員からご意見をいただき修正した事項、併せて会長と相談し、事務局により文言を一部整理した事項をまとめた資料となっております。

対応の欄には、答申案の修正、また、追加した内容を記載しております。修正箇所につきましては、該当箇所の列に記載しておりますが、具体的な修正箇所は資料3で後ほどまとめてご説明いたします。

まず、1点目のご意見でございますが、食品廃棄ロス概念を盛り込んではいかがかというご意見でございます。食品安全推進計画では、生産から消費までを視野に入れていますが、廃棄は入れなくてもよいのか。計画が改定されるこのタイミングでどこかに盛り込んだほうがよいのではないかというご意見でございます。

対応といたしましては、ご意見を踏まえまして、答申（案）2ページの計画改正に当たっての考え方に、「食品ロスへの関心の高まり」、及び「今日的な状況に配慮しつつ」という文言を追記いたしました。

二つ目のご意見でございますが、一つ目のご意見と関連しておりますが、フードバンクに関する記載を追加してはいかがかというご意見でございます。食品ロスの解消につながる取組として、フードバンクがあり、フードバンクで配付するものにも監視や管理が必要ではないかというものでございます。

対応といたしましては、ご意見を踏まえまして答申案25ページの重点施策3に、子供食堂等の中には取り扱う食材をフードバンクなどから提供を受けるなど流通形態が多岐にわたっている旨を追記し、多様化する食の提供主体に対し、適切な衛生管理を行うための指導や支援を行う必要があるとしております。

三つ目のご意見でございますが、計画の施策の体系について、現行計画と同様に「グローバルスタンダードを踏まえた自主的衛生管理の推進」と修正してはどうかというものでございます。HACCP以外にも様々な世界的な基準が変わってきていることでもあるので、ある程度、目配りをするという意味で、「グローバルスタンダードを踏まえた」という文言を入れてもよいのではないかというご意見でございます。

対応といたしましては、ご意見を踏まえ、施策の体系を「グローバルスタンダードを踏まえた自主的衛生管理の推進」に修正いたしました。

続きまして裏面を御覧ください。

こちらの二つの項目につきましては、審議会後に会長と相談し、事務局で文言を修正した事項となります。

4番目でございますが、答申（案）32ページに記載をしております施策の実施と計画の見直しの箇所について、記載しておりますとおりの内容に変更はないのですが、より適切な表現とするため、記載順序を変更したというものとなります。

最後に5番目の事項でございますが、こちらは答申（案）6ページと27ページに、特別の注意を必要とする成分等を含む食品、指定成分等含有食品の表示制度や健康被害事例報告制度が新設された旨を記載をしておりますが、食品表示基準に関わる記載があるにもかかわらず、根拠法令が食品衛生法のみ記載となっておりますので、食品表示基準を含むことを意味する等の文字を追記しております。

以上の五つの事項を修正したものを答申（案）中間まとめとし、パブリックコメントを実施いたしました。

資料1の説明は以上でございます。

【奥澤部会長】 ただいま事務局から資料1について説明がありました。

本件について、何かご質問、ご意見等がありましたら、よろしく願いいたします。よろしいですか。

今も事務局から説明がありましたように、この内容につきましては、既にパブリックコメントの募集に当たりまして修正したのものをもって、パブリックコメントを募集したという経過だということでございます。

特段、ご意見、ご質問等がなければ、次に進めさせていただきます。

次に、資料2、答申（案）の中間まとめに対する意見募集の結果について、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】 それでは、答申（案）の中間まとめに対する意見募集の結果について、ご説明いたします。資料2を御覧ください。

こちらは、答申（案）の中間まとめに対するパブリックコメントに寄せられた意見と、意見に対する考え方をまとめた資料となっております。

募集期間でございますが、令和2年9月14日から令和2年10月13日までの30日間、意見を募集いたしました。

意見の送付者数は3名となっております。いただいたご意見は中間まとめのページに沿って、全部で13の意見にまとめております。

また、このパブリックコメントを踏まえまして、修正や追加した箇所は、その旨を修正していないものについては考え方を説明するという形式で記載をしております。

修正した箇所につきましては、資料 1 と合わせまして、後ほど資料 3 の説明の際にご説明をいたします。

なお、本資料のページの列に記載しておりますページ数は、パブリックコメントを実施した際の答申（案）中間まとめのページ数となっており、本日の資料 3 の答申（案）とはページ数が異なっております。本日の資料 3 の該当ページにつきましては、その都度ご説明いたしますので、ご了承くださいませようお願いいたします。

また、考え方につきましては、本日の部会でご検討いただきまして、その結果を踏まえ、今月末に予定しております食品安全審議会に答申（案）とともに報告する形となります。

それでは、ご意見の内容と考え方について説明をいたします。

まず、第 1 章推進計画改定に当たっての考え方に対するご意見でございます。答申（案） 5 ページの施策の柱 1 にあります、子供食堂、認知症カフェなどに関することでございます。

ご意見といたしまして、自治体が子供食堂に携わる場合、委託先に丸投げせず、最初から最後まで責任を持って継続的に運営に携わり、喫食者側の視点で運営を行うべきと考えるというものでございます。

考え方として、答申（案）の基本施策 4 及び重点施策 3 において、福祉を目的として食品を提供する事業主体に対し、衛生管理に関するガイドラインを作成し、安全に食品を提供できるよう取組を支援することとしており、今後作成するガイドラインの内容については、区市町村への情報提供、ホームページに掲載し、広く子供食堂の運営に携わっている方に活用していただき、衛生管理の向上に向けた取組を推進していくということを説明させていただいております。

続いて第 2 章、食品の安全確保のための施策に対するご意見でございます。二つ目のご意見でございますが、こちらは答申（案）の 11 ページにお示ししております基本施策 3 及び重点施策 2 に、HACCP に沿った衛生管理の導入・定着の推進に関するご意見です。

HACCP に沿った衛生管理の対象外となる業種について、分かりやすく記載をしてほしいというものでございます。

考え方といたしまして、食品衛生法で許可、または届出の対象となる事業者が、HACCP に沿った衛生管理の対象であるということ。HACCP に沿った衛生管理の対象外となる事業者である許可や届出の対象外となる事業者については、答申（案）の附属資料として用語説明を追加する予定であることを説明をしております。

続きまして、裏面の 2 ページに移りまして、三つ目のご意見でございます。こちらも HACCP に沿った衛生管理の導入・定着の推進に関するご意見でございます。

都内において法令上の届出が必要だが、未届けになっている施設を把握すべきであるということ。また、HACCP に沿った衛生管理を行っている施設の情報をネット上で公開し、また、ネットを使用しない利用者にも分かりやすいよう、ステッカーなどで周知すべきであるというご意見でございます。

考え方といたしまして、答申（案）の基本施策 3 及び重点施策 2 において、HACCP に沿った衛生管理を事業者が円滑かつ速やかに導入し、定着させられるよう、新

たに許可または届出対象となる事業者を含め、相談の受付など丁寧な周知及び技術的支援を行うこととしております。

また、基本施策21において、営業施設に対し衛生管理等に関する監視指導を実施するということとしております。事業者からの届出漏れ等がないよう丁寧に周知するとともに、監視指導において届出状況の把握に努めていくことを説明しております。

その他、HACCPに沿った衛生管理を行っている施設についての都民への情報提供につきましては、事業者におけるHACCPの定着の状況等を確認しながら検討していく課題と考えております。その旨を記載しております。

四つ目のご意見でございますが、答申(案)11ページ、失礼いたしました。この、今申し上げておりますページにつきましては、本日お配りしております答申(案)のページ数となります。答申(案)11ページにお示しをしております基本施策4、及び重点施策3の多様化する食の提供主体による衛生管理向上への取組の推進に関するご意見でございます。

HACCPに沿った衛生管理の対象外となる施設であっても、施設内で調理し、食事の提供をする場合は、保健所へ衛生管理等の相談を行うべきというものでございます。

考え方といたしましては、答申(案)の基本施策4において、営業許可や届出の対象外となる業種などの様々な食提供主体に対しても、衛生管理水準を確保し、安全な食品を提供できるよう、情報提供・技術的支援を行うこととしているということ。HACCPに沿った衛生管理の対象外となる施設から保健所が相談を受けた場合も、適切に助言等を行っていくということを説明しております。

続いて五つ目のご意見でございます。こちらは、答申(案)12ページに記載しております。基本施策10、事業者に対する講習会等の開催に関するご意見でございます。

まず、食品衛生責任者となれる者について、簡単に説明をさせていただきますと、調理師、製菓衛生師、栄養士等の資格を有している方は、実務経験や講習不要で食品衛生責任者になることができます。調理師などの資格を有していない方は、養成講習会を受講していただく必要がございます。

ご意見は、養成講習会の受講義務がない調理師、製菓衛生師、栄養士等の資格を有する者についても、定期的にフォローアップのための講習を受講し、最新の知見をもって指導できるようにすべきであるというものでございます。

考え方といたしましては、資格の有無に関わらず、食品衛生責任者は改正されました厚生労働省令、食品衛生法施行規則で「講習会を定期的を受講し、食品衛生に関する新たな治験の習得に努めること」とされていること。また、答申(案)の基本施策10において、食品衛生責任者等に対する衛生講習会を開催し、適切な衛生管理を促進させることとしており、引き続き、食品衛生責任者等に対する衛生講習会を実施していくということを説明しております。

続きまして、6点目のご意見でございます。こちらは答申(案)19ページに記載しております基本施策31、食品の安全に関する普及啓発・情報提供に関するご意見でございます。

食中毒の発生状況や、保健所による食中毒発生時における衛生指導内容などについての情報提供を充実させ、事業者が自らの施設で教育、訓練等へ生かせるようにしてほしいというものでございます。

考え方といたしましては、都では、都内の食中毒発生状況や個別の事例等について、ホームページやメールマガジン等の媒体を通じて情報提供を行っているということ。答申（案）の基本施策31においても、様々な媒体を通じて食品の安全や安全対策に関する情報を適切に分かりやすく都民・事業者提供することとしており、引き続き、食品の安全や安全対策に関する情報を適切に分かりやすく情報提供していくということを説明しております。

続いて3ページを御覧ください。7点目のご意見でございます。こちらは答申（案）19ページに記載をしております基本施策34、及び重点施策11に関係するご意見でございます。

食物アレルギー発症時の緊急時対応を救命講習に取り入れるなど、食物アレルギーへの対応について普及していくべきと考えるというものでございます。

考え方といたしましては、答申（案）の基本施策34及び重点施策11において、食物アレルギーの発症時の緊急時対応などについて、学校や保育所等への普及啓発を関係各局が連携して進めることとしているということ。また、平成30年3月に策定いたしました東京都アレルギー疾患対策推進計画において、社会福祉施設や学校等職員の緊急時対応力の向上を施策として位置づけているということ。

緊急時の対応力を向上させるため、関係者向けの研修の実施等により、知識の普及を進めるとともに、応急救護訓練及び救命講習等を実施していくということを説明しております。

続いて第3章、推進計画に掲げる施策の実施に向けた考え方に対するご意見でございます。

8点目、9点目ともに答申（案）32ページ、33ページに記載しております、第2節施策の実施と計画の見直し中の記載について、下線部の文言を資料でお示した文章に修正していただきたいというものでございます。

ご提案いただきました案文につきましては、資料をご確認いただきたく存じます。

考え方でございますが、ご意見として承り、原案の記載とさせていただきますこととしております。

最後の4ページでございます。10点目のご意見といたしまして、用語の簡易開設を追記してはいかかかというものでございます。

考え方といたしまして、答申の附属資料として用語説明を追加する予定であるということを説明しております。

続きまして、11から13番目といたしまして、管轄保健所の在り方に関するご意見をいただいております。

11番として、営業許可制度見直し時には、地方自治体の運用面を含めた判断基準の統一を図るべきと。国が営業許可制度を全国平準化するという考えならば、平常相談については管轄外の保健所でも相談を受け付けるようにすべきであると考えられているものでございます。

12番目として、現在、営業者の屋号、法人名を言わないと相談を受け付けない保健所が多いが、氏名、連絡先だけでも相談に乗っていただけないかと。保健所へ相談すると職場で不利益を被ることもあるため、保健所は、相談者が所属を明かさなくとも相談に応じるなど、柔軟な対応が必要であるというものでございます。

最後、13番目といたしまして、管轄の保健所の指導、助言に異議がある場合の相談窓口を設けていただきたいというものでございます。

これら三つのご意見に対する考え方をまとめて記載をさせていただいております。まず、営業施設や取扱いについての詳細なご相談につきましては、指導や処分につながる情報を取り扱うこともあるため、指導等の権限を持つ管轄の保健所で受け付けることとしておりますが、法制度や食品の規格基準などに関する一般的な相談につきましては、管轄外の保健所でも対応が可能であるということを説明しております。

保健所の指導等に異議がある場合につきましては、保健所を所管する部署や関係法令を所管する部署にご相談いただくことになるということ。

最後に、公益通報に関わる案件につきましては、公益通報者保護法に基づき適切に対応しているということを説明しております。

資料2の説明は以上でございます。

【奥澤部会長】 ただいま事務局から、資料2について説明がございました。

本件について、これからご質問、あるいはご意見を承るわけでございますが、今の事務局の説明では、用語の説明の資料を、これは当初からの予定だったのかもしれませんが、つけるということ以外は、基本的には現状の取組、寄せられた意見に対して現状の取組の状況、あるいは今回の計画案の中で、どういうふうに取り組んでいこうかというつもりでしていますよということを、丁寧に説明したということで、具体的にこの意見を受けて、後ほどまた、資料3のところで具体的な説明があると思いますが、このパブリックコメントの意見を反映させて、特に文言を変えるというようなことは、この案の中では想定されていないという理解でよろしいでしょうか。

【事務局】 そのとおりでございます。

【奥澤部会長】 そういう、事務局からの寄せられたパブリックコメントの意見に対する考え方が、ただいまご説明がありました。

13点ですので、どういたしましょうか。最初に、第1章、第2章ですか、1から7番までについて、ご意見を承り、その後、またそれ以下のことについてということに分けていきたいと思いますが。早速ですが、ご意見をいただければと思います。いかがでしょうか。

中根委員。

【中根委員】 中根です。よろしく申し上げます。

7番のご意見で、食物アレルギー対策についてなんですけれども、こちらは、救命講習への緊急対応、「食物アレルギー発症時の緊急対応を救命講習に取り入れるなど」というご意見があります。恐らくこれは一般の方へのという講習のことも念頭に置いてのご意見ではないのかなというふうに思うのですが、お答えとしては、関係者の講習等で取り入れるというお話なんだと思うんです。

ですが、全ての方ができるようにならなくても、恐らく、エピペン対応などを想定

していると思いますので、予備知識として、例えば一般向けの救命講習で予備知識として勉強しておくという意味でも、むしろそういう機会があってもいいのではないかなというふうに考えましたので、1点、意見として申し上げたいと思います。

以上です。

【奥澤部会長】 事務局、いかがでしょうか。

【稲見食品監視課長】 ご意見、どうもありがとうございます。

アレルギー疾患対策につきましては、ここにもございますとおり、東京都のアレルギー疾患対策推進計画という計画がございまして、その中で非常に具体的に定めているという状況でございまして、その記載ぶりを見ながら、必要に応じて、少し書き加える部分があれば書き加えていきたいと思います。

【中根委員】 ありがとうございます。

【奥澤部会長】 ほかに、いかがでしょうか。

富松委員。

【富松委員】 食品産業センター、富松です。ご説明、どうもありがとうございます。この2番のHACCPに沿った衛生管理の導入・定着の推進のところで、一つ意見を述べさせていただきたいと思います。

食品産業センターでは、農水省の補助事業でHACCPに沿った衛生管理の手引書を使った衛生管理を導入するにあたり、この手引書がない、あるいは手引書があっても自分のプロセスに合わないような事業者さんに対し、地域の保健所の方も一緒に入っていただいて、課題解決の実証の補助事業を行っております。

その中での話題なのですが、HACCPに沿った衛生管理の対象外となるというのが政令で定めたものだけだったら分かりやすいんですが、採取と営業の違いのところは非常に分かりにくくて、例えば、むきガキの事業者に、「むきガキは対象だがアサリのむき身は対象ではありません」という話をすると、愕然としますし、それから切り干し大根の事業者の方に四つ切、八つ切りの野菜は採取ですが、カット野菜にしてしまうと、それは営業でHACCPの対象ですと言うと驚かれます。用語の説明を追加するという文面があるのですが、非常に分かりにくいのが、この採取と営業の間、ここについては多分簡単に用語にはできないかもしれないと思っております。

よって、この後にも出てきていますが、営業規制等で分からないことがあったときの問合せ、それから所轄保健所の方が、やはり答え切れないような場合もありますので、その方々のバックアップ、そういったことを考えていただきたいと思います。

HACCPの導入だけでも、保健所の方々は、結構苦勞しておられます。営業規制については、理解をされていない人も多かったという印象を受けております。よろしくお願いたします。

【奥澤部会長】 事務局、いかがでしょうか。

【稲見食品監視課長】 ご意見いただいた採取と営業の部分なんですけれども、国のほうで検討を行っております、通知等も出ているところでございますので、そういったものの周知をしっかりとしていきたいということと、それから国の検討会自体は、富松委員、ご存じのとおり、まだ継続しておりますので、そういった場で確認していければというふうに思っております。

【富松委員】 この文章が、食品衛生法の許可、または届出の対象となればHACCPの対象という言葉を使っているのですが、そうすると、許可と届出のようなところについては、むしろそこが採取か営業かの違いの不明確さが課題になりますので。

今のお話で結構なんですけど、これからもここを注目してサポートしていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

【奥澤部会長】 ほかに、いかがでしょうか。

(なし)

【奥澤部会長】 それでは、先に議事を進めたいと思います。

本資料、資料2の第3章、8番から13番までの件について、何かご意見があればよろしく願いいたします。

特にないようですので、それでは、さらに議事を進めていきたいと思います。

次に、資料3、東京都食品安全推進計画の改定について<答申(案)>について、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】 それでは資料3を御覧ください。

先ほどご説明をいたしました資料1、資料2の意見を踏まえまして、答申(案)中間のまとめから修正をさせていただいたものとなります。

資料2のパブリックコメントのご意見に対する考え方でお示ししたとおり、答申では附属資料として用語説明を追加する予定でございます。資料3の35ページ以降に用語説明(50音順)をつけさせていただいております。

それでは、修正箇所について説明をさせていただきます。

まず、1枚めくっていただきまして「目次」でございますが、附属資料といたしまして用語説明(50音順)を追記しております。

続きまして1ページ目の「はじめに」でございます。中間まとめでは、検討内容を中間まとめとして取りまとめたという内容でございましたが、5段落目の「また」以降になりますけれども、最終答申(案)に当たりパブリックコメントを参考にしたということ、さらに検討を重ねて推進計画の改定について取りまとめたので答申するというふうに修正をさせていただいております。

続いて、2ページの第1章、食品安全推進計画改定に当たっての考え方でございます。

5段落目になりますが、「今回、推進計画を改定するに当たっては」の段落でございます。第1回審議会でのご意見を踏まえまして、下から3行目に「食品ロスへの関心の高まりや」という文言を、その下の行に「今日的な状況に配慮しつつ」という文言を加えております。

下から4行目以降を読み上げますと、「子供食堂や認知症カフェなど多様化が進む食の提供主体における食品安全対策のほか、食品ロスへの関心の高まりや、新型コロナウイルス感染症による飲食店の営業形態の変化などの今日的な状況に配慮しつつ食品安全に関する諸課題を整理し、都における食品安全施策を一層推進していく必要がある。」と修正いたしました。

続いて、御覧いただいているページの下部分を御覧ください。こちらに、附属資料の用語説明において説明を記載する用語と、その該当ページを記載しております。

3 ページ以降も同様に記載をしております。

続いて、6 ページを御覧ください。施策の柱2、情報収集や調査、監視指導等に基づく安全対策の推進でございます。こちらの三つ目の丸の指定成分等含有食品に関する箇所でございますが、こちらの文頭に「食品衛生法」の後に「等」の文字を追記し、「食品衛生法等の改正により」といたしました。

続きまして10 ページを御覧ください。総合的な体系でございます。第1回審議会でのご意見を踏まえまして、施策の柱1の右側に記載をしております丸で囲った部分になりますが、こちらに「グローバルスタンダードを踏まえた」という文言を追記しております。

続きまして11 ページを御覧ください。総合的な体系と同様に1-1に「グローバルスタンダードを踏まえた」という文言を追記しております。

続きまして、飛びまして25 ページを御覧ください。重点施策3、多様化する食の提供主体による衛生管理向上への取組の推進でございます。第1回審議会でのご意見を踏まえまして、第1段落、第2行目に「中には取り扱う食材をフードバンクなどから提供を受けるなど流通形態も多岐にわたっている」というくだりを追記しております。

第1段落を読み上げますと、「近年、子供食堂や認知症カフェなど、ボランティア等が福祉を目的として食品を提供する主体が多様化しており、中には取り扱う食材をフードバンクなどから提供を受けるなど流通形態も多岐にわたっている。これらのうち、食品衛生の営業許可等の規制の対象外となる提供形態もあり、衛生管理水準の確保が課題となっている。」ということといたしました。

続きまして、27 ページを御覧ください。重点施策6、健康食品対策でございます。こちらの第2段落目の「食品衛生法」の後に「等」を加え、「食品衛生法等の改正により」と修正をいたしました。

続きまして32 ページを御覧ください。第2節、施策の実施と計画の見直しでございます。第2段落でございますが、内容に変更はないのですが、より適切な表現とするため、記載順を変更し、「食品の安全に関する問題は、推進計画の改定時点では十分に認識されていない新たなリスクの顕在化、より高度な製造技術の進展、より迅速かつ微量な分析を可能とする検査法の開発など、国内外の諸状況や化学技術の進歩によって大きく変化する。」と修正いたしました。

以上が本文となります。

続きまして、35 ページ以降の用語説明でございます。先ほどもパブリックコメントのご意見を踏まえ、用語説明を追加するというところを説明をしたところでございます。こちらにつきましては、本文中に記載をしております用語に対する説明を、50音順に記載をしたものとなりまして、35ページの「アナフィラキシーショック」から始まりまして、55ページの「リスクコミュニケーション」まで、90の用語を説明をしております。

52 ページを御覧ください。こちらに「HACCPに沿った衛生管理」について記載をしておりますが、※としてパブリックコメントでご意見をいただきました、HACCPに沿った衛生管理の対象外となる事業者についての説明を記載しております。

具体的には、食品衛生法施行令第34条の2で定めるものということの説明を記載しております。

以上が、修正、追記した箇所となります。

最後に事務局から1点、修正したい箇所がございまして、委員の皆様にご了解をいただきたく存じます。お手数ですが11ページを御覧ください。

基本施策1の「東京都エコ農産物認証制度の推進」の概要についての記載について、一部修正をしたいと考えております。現在の記載ですと「環境保全型農業を推進し」、「化学合成農薬と化学肥料を削減して生産された農産物を認証する。」と記載しております。この記載ですと、環境に配慮するという旨の記載となっております、食品の安全性に関する記載というものが抜けているかなというふうに感じております。

そこで、科学的合成農薬や肥料を適切に管理し、生産された農産物を認証することが分かるように、2行目の「生産」という文言の後に「管理」という文言を追加をいたしまして、「化学合成農薬と化学肥料を削減して生産管理された農産物を認証する。」というふうに修正したいと考えております。

本修正について、併せて委員の皆様のご意見をいただきたく存じます。よろしく願いいたします。

資料3の説明は以上でございます。

【奥澤部会長】 ただいま事務局から、資料3について説明がございました。

この件につきまして、何かご質問、ご意見等があればよろしく願いいたします。

中根委員。

【中根委員】 ありがとうございます。用語解説についてなんですけれども、もし、可能であればというところで要望なんですけれども、紙媒体の場合は特にいいんですが、これをウェブにも掲載されるものだと思いますので、例えば本文中に用語解説のところ、例えば、何番と番号が振ってありますよね。その番号をクリックすれば、用語解説の該当箇所に飛ぶというような仕組みを、恐らくPDFでもできるのではないかと思います。もし、可能ならそうしていただくと、より親切な資料になるのかなというふうに思います。

以上です。

【奥澤部会長】 事務局、現実的にいかがですか。

【稲見食品監視課長】 恐らくできると思いますので、対応させていただきたいと考えております。

【中根委員】 ありがとうございます。

【奥澤部会長】 ほかに、いかがでしょうか。

富松委員、よろしく。

【富松委員】 説明、どうもありがとうございます。文面的に問題は、ないと思います。

ただ、17ページや、その後のリスクコミュニケーションのところに関する意見ですが、例えば今回も、令和2年第1回の食品の適正表示推進育成講習会、これも中止になりましたし、それからフォローアップの講習会も資料配布になるおそれがあるとホームページに書いてありました。あれは非常にいい講習会で、私も前に受けたこと

があるんですが、ぜひともウェビナーで配信できるようにしていただけるとありがたいと思います。

それから、もう一つだけ意見を申し上げますと、31ページのところでアレルギーの対策が書いてあるんですが、ウェットなラインは、徹底して洗えて全然問題ないと思うんですが、ドライのラインというのが、きちんとした指導が行き届いていない、対応できていないところが結構あると感じております。ただ、いいテキストというか参考になるものがあまりないので、大企業はいろいろやっております、やり過ぎるぐらいやっていますが、中小企業の参考にならないと思います。ドライ系の食品製造業のアレルゲン対策サポートになるような資料を、もし提供いただければ、中小の方も喜ぶと思います。

あともう1点、用語集の中で、36ページの「意図しない混入（コンタミネーション）」のところでアレルギーのことが書いてあるんですが、最近、アレルギーについて「クロスコンタミ」ではなく「クロスコンタクト」だと言う方々がたくさんいらっしゃいますので、そこを併記して書いておいたほうが混乱がないと思いました。

以上です。

【奥澤部会長】 事務局、いかがでしょうか。

【稲見食品監視課長】 表示の講習会をご利用いただきまして、ありがとうございます。なるべくWEBなんかで密にならないような形で開催できるようにという形で、今年度、努力をしているところですが、やっぱりなかなか難しい部分もございまして、これから感染の状況によっては、フォローアップ講習会を中止させていただく可能性はあるんですけれども、一応、集合形式でやらせていただきたいというふうには、話を進めているところでございます。

来年度以降につきましても、また、やり方については考えてまいりますので、引き続き、ご支援いただければというふうに考えております。

それから、アレルギーのドライの環境でのものなんですけれども、ちょっとどのような資料があるのか、提供できるような資料があるのか確認いたしまして、もし、適切なものがあれば、ホームページ等でご紹介していきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

最後に用語説明の書きぶりなんですけれども、書けるかどうかを持ち帰らせていただきまして、書けるような場合にはつけ加えさせていただきたいというふうに考えておりますので。

【富松委員】 クロスコンタクトとクロスコンタミネーションってあまり変わらないと思うんですけど、使い分けていらっしゃる人もいらっしゃるの、補足で入れておいたほうがいいかなと思いました。

以上です。

【稲見食品監視課長】 ご意見、ありがとうございました。

【奥澤部会長】 今の最後の部分は、状況によっては加筆修正ということになりますね。

【稲見食品監視課長】 はい。おっしゃるとおりです。

【奥澤部会長】 前段の部分はご意見ということで、具体的な対応で対応していた

だくということ。

ほかに、いかがでしょうか。

中根委員、よろしくお願いします。

【中根委員】 すみません。再び用語解説になるんですけども、53ページにある「豚熱」。この説明の最後に、「また、感染豚の肉が市場に出回ることはない。」という結論が書いてあるんですけども、もちろん検査をしているから大丈夫なのということと言わんとされているかと思えます。理由としては、この何ページか前に「と畜検査」についても書いてありますから、全体を通して見ると分かるんですけども、「豚熱」の項目だけ読んだ人が、ここだけ見て、ちゃんと分かるようにしてほしい。検査をしているから出回ることはないんだというふうに書いてあげたほうが、より親切なのではないかなというふうに思いました。

【奥澤部会長】 事務局、いかがでしょうか。

【稲見食品監視課長】 より丁寧に記載が必要だというご意見だと思いますので、対応させていただきたいというふうに思っております。

【奥澤部会長】 ほかに、いかがでしょうか。よろしいですか。

(なし)

【奥澤部会長】 ほかにはないようですので、ありがとうございました。

これまでの検討の結果、若干、特に用語説明のところでは何箇所か、加筆、修正をというご意見があったと思いますが、もう一度、数は少なかったんですが、その箇所について事務局から確認をお願いいたします。

【事務局】 ご意見いただきまして、ありがとうございます。

ただいまいただきましたご意見、加筆、修正等が必要ということでいただきました箇所につきましては、1点目は36ページの「意図しない混入」の部分でございます。こちらについては、「クロスコンタクト」について補足説明を加えたほうがよいというご意見かと存じます。

2点目として、53ページの「豚熱」について、「感染豚の肉が市場に出回ることはない。」という箇所につきまして、検査をしているからという理由を記載してはいかがかというご意見をいただいたと理解をしております。こちらにつきましては、事務局で内容を検討させていただきまして、説明を追加したいと考えております。

以上でございます。

【奥澤部会長】 それでは、用語説明のところの加筆、修正については、今、事務局からお諮りした方向でよろしいでしょうか。

(異議なし)

【奥澤部会長】 では、資料3の答申(案)につきまして、先ほど説明がありました、この場で提案されました11ページの「生産管理」の加筆部分も含めて、この答申(案)をもって部会の報告ということで審議会のほうに報告させていただくということで、よろしいでしょうか。

(異議なし)

【奥澤部会長】 ありがとうございます。

それでは、今後の審議会のスケジュール等々につきまして、事務局から説明をお願い

いたします。

【稲見食品監視課長】 どうもありがとうございます。

答申（案）につきましては、ご指摘いただいた部分につきまして、部会長と相談の上、改めて修正を行いまして、委員の皆様には指摘箇所の修正案をお送りさせていただきます。内容をご確認の上、修正内容についてご承諾いただければ、それを部会案として審議会に報告させていただきたいというふうに考えております。

【奥澤部会長】 ということで対応させていただくということよろしいでしょうか。

（異議なし）

【奥澤部会長】 それでは、改めまして、今後の審議会等のスケジュールについて、事務局から説明をお願いいたします。

【稲見食品監視課長】 今後の審議会のスケジュールでございますけれども、11月25日に第2回審議会を開催いたしまして、奥澤部会長から答申の部会案についてご報告させていただきます。

審議会で内容の了解が得られました場合、知事へ答申していただくということになります。

東京都は、審議会の答申を受けまして、推進計画案を作成いたしまして、パブリックコメントを実施した上で、次期推進計画を作成してまいります。

以上でございます。

【奥澤部会長】 ただいまの説明について、何かご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

（なし）

【奥澤部会長】 それでは、これで予定されておりました事項について、全て終了いたしました。

拙い進行でございましたが、皆様のご協力、ありがとうございました。

それでは、進行を事務局にお返しいたします。

【稲見食品監視課長】 奥澤部会長、どうもありがとうございました。

委員の皆様、長時間にわたりましてご審議をいただきまして、ありがとうございました。

それでは、これをもちまして、令和2年度第4回東京都食品安全審議会部会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。